

水資源開発基本計画

～ 変更の進め方について ～

平成30年2月

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

水資源開発基本計画の見直しについて

- 戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来、7つの水資源開発水系において、フルプランに基づく水資源開発施設の整備が進展。開発水量の確保がおおむね達成される見通しとなっているが、一部の施設は未だ整備中。
- また、近年、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成25年度よりフルプラン全部変更に向けた議論が本格化。
- 平成29年5月の答申を受け、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手。

平成27年3月の答申

『今後の水資源政策のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H25.10.22諮問
H27. 3.27答申

- ・大規模災害、大規模な事故、危機的な渇水等の新たなリスクの顕在化を踏まえた、今後の水資源施策のあり方についての基本的な考え方を示したもの

【今後の水資源政策の基本理念】

『安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと』

～ 需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ ～

平成29年5月の答申

『リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について』

国土審議会水資源開発分科会
H28.12.22諮問
H29. 5.12答申

- ・先の答申を踏まえ新たなフルプランの策定指針を示したもの

新たな水資源開発基本計画のあり方

1. **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応
2. **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**
不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価
地域の実情に即した取組を着実に推進
3. **既存施設の徹底活用**
大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保
4. **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**
水供給の全体システムとしての機能を確保するため、
ハード対策とソフト対策を一体的に推進

各水系のフルプランの見直しに着手

・利根川水系及び荒川水系 ・豊川水系 ・木曾川水系 ・淀川水系 ・吉野川水系 ・筑後川水系

「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」答申の概要

計画の抜本的な見直し

水資源開発水系において、水資源を巡るリスクに対して緊急的な取組を推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す

水資源開発水系の概況

- 予定された開発水量の確保は概ね達成される見込みだが一部施設は未だ整備中
- 製造品出荷額と人口及び都市用水使用水量は我が国の約5割を占める

水の安定供給は引き続き我が国の重要な課題

新たな水資源開発基本計画のあり方

1. 水供給を巡るリスクに対応するための計画

- 水需給バランスの確保に加え、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等**発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保**

2. 水供給の安全度を総合的に確保するための計画

- **需要主導型の水資源開発を転換し「定量的な供給目標量」は設定しない**
- **地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする取組を一層推進**
- 需要と供給の両面に存在する**不確定要素を考慮して水需給バランスを総合的に評価し、水需給バランスについては定期的に点検**

3. 既存施設の徹底活用

- 長寿命化対策を計画的に進めながら大規模災害等の危機時も含めて水の供給を確保するため、**既存施設の徹底活用を基本戦略にする**
- 既存施設の長寿命化対策を機動的に展開するため、今後**予定される改築事業群を包括的に掲上**することなどについて検討

4. ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保

- 水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保するため、既存施設の徹底活用による**ハード対策と合わせて必要なソフト対策を一体的に推進**

計画を策定する上での留意点

1. 危機時において必要な水を確保するための施策の展開

- 地震等の大規模災害等の危機時において最低限必要な水を確保するため、各種対策を組み合わせるよう効果的に施策展開を検討するよう留意

2. 水供給の安全度を確保するための施策の展開

- 地域の実情に則して安定的な水の利用を可能にするため、需要と供給の両面から各種施策の総合的な展開を検討するよう留意

4. 改築事業の包括的な掲上

- 事業の目的や内容を踏まえ、事業の必要性等に関する審査機能や手続きが既にあることも考慮して検討するよう留意

5. 水循環政策との整合

- 水循環基本計画と整合を図り、健全な水環境の維持又は回復を推進

3. 水需給バランスの評価

- (1) リスク管理の観点による評価の考え方
 - 既往最大級の渇水年も含め渇水リスクを幅広に想定して評価
- (2) 都市用水における需要の変動要因
 - 各種の要因によって生じる変動幅を予め考慮して需要を予測
- (3) 安定供給可能量の点検
 - 将来の河川流量の見通し等を総合的に考慮して供給可能量を点検
- (4) 水道水の需要予測
 - 家庭用水使用水量原単位の増減要因を踏まえて推計手法を検討
- (5) 工業水の需要予測
 - 工業出荷額と補給水量の連動性を分析した上で推計手法を検討
- (6) 農業水の需要予測
 - 経営体や営農、農地整備などの動向に留意して新たな水需要を算定

フルプラン変更の基本的な考え方・進め方

基本的な考え方

- 今回のフルプランの変更は、戦後の大都市圏における水需要の急増を背景として、昭和36年に「水資源開発促進法」を制定して以来五十余年にわたり、7つの水資源開発水系において水資源開発施設の整備を進めてきた「需要主導型」のフルプランから、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、「リスク管理型」のフルプランへと変わる抜本的な変更であることから、丁寧な審議が必要。
- また、各水系毎の審議において、ある程度統一性のとれた審議が進められるよう、1つの水系（先行水系）について、先行して審議を行い、これを一つの目安として、他水系の全部変更を審議を進める。
- 一方、平成29年5月の答申に盛り込まれた提言のうち、社会的ニーズの高いものについては、早期にフルプランに反映することが必要。

フルプラン変更の進め方

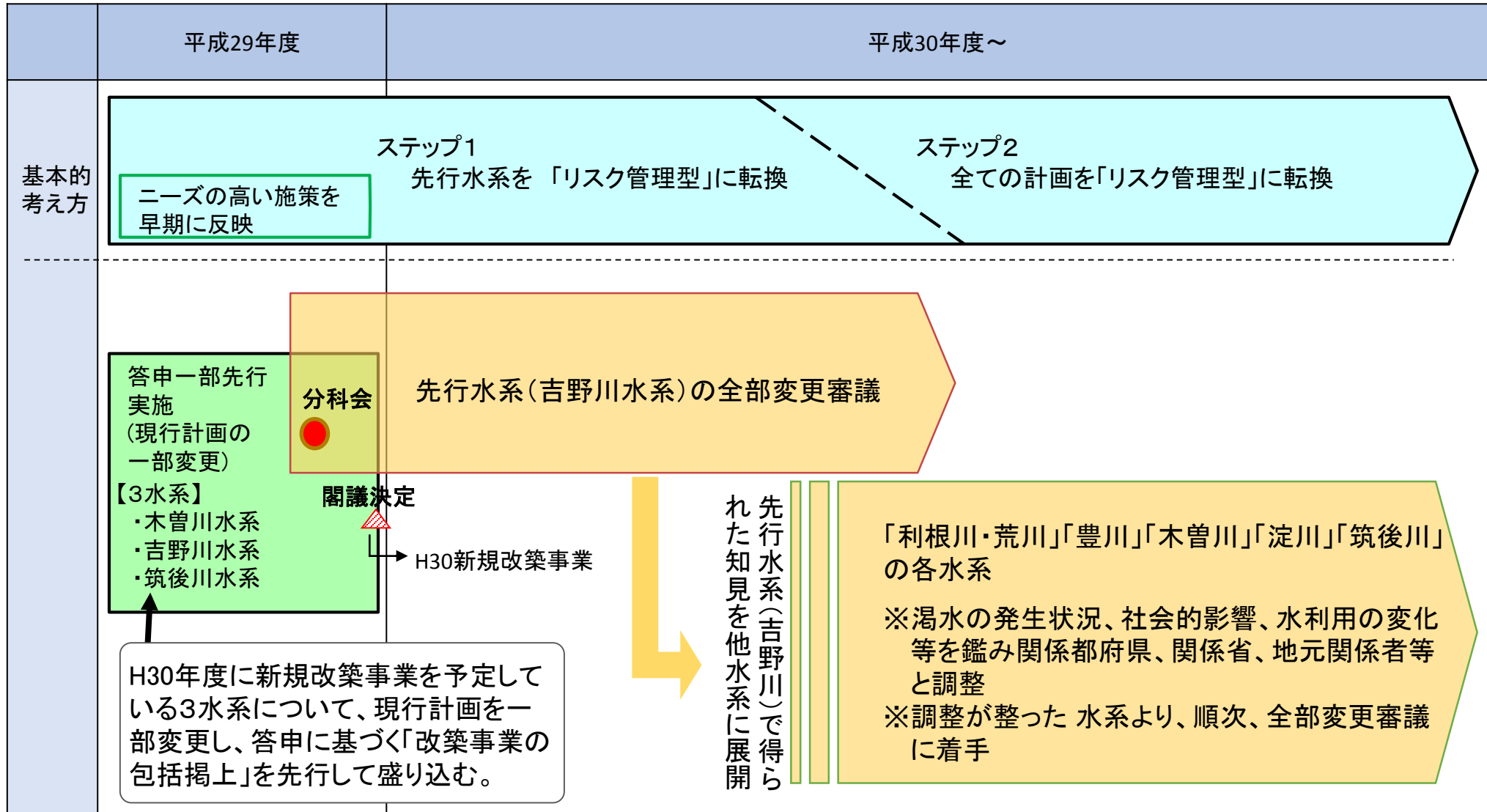
◆ 次期計画の策定（全部変更）

- リスク管理型への抜本的な転換が急がれる水系（先行水系）で、「全部変更」に向けた作業を先行的に進める。
- 先行水系は、近年も渇水が頻発し、また、目標年度も現行計画の中で最も早い「吉野川水系」とする。
- 先行水系の全部変更審議に引き続き、先行水系での審議過程で得られた知見をもとに、他水系のフルプラン全部変更の審議に着手する。

◆ ニーズの高い施策を早期に反映（現行計画の一部変更での対応）

- 答申で提言された「改築事業群の包括掲上」について、水資源開発施設等の老朽化対策、大規模地震対策等の改築事業は、社会的ニーズも高く喫緊の課題。
- このため、全部変更前であっても、改築事業を機動的に展開するために、フルプランを変更（新規事業を掲上）する必要が生じた水系（木曾川水系、吉野川水系、筑後川水系）については、現行計画の一部変更により平成29年5月の答申に基づく「改築事業群の包括掲上」を先行して計画に盛り込むこととする。

フルプラン変更のスケジュール



フルプラン変更に係る審議

- ・ 全部変更にあたっては、現行計画の総括評価を行ったうえで、次期計画の検討を行う。
- ・ 総括評価では、現行計画と実績とを比較検証、次期計画での予測精度の向上を図る。

現行計画の総括評価

① 現行計画の総括評価

- 水の用途別の需要の見通しと実績
- 供給の目標と実績
- 掲上事業の実施状況
- その他重要事項の実施状況

等

次期計画の検討

② 次期計画の検討

- 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
 - ✓ 次期計画の需要の見通し
 - ✓ 次期計画の供給の目標
 - ✓ 次期計画の供給可能量
 - ✓ 水需給バランスの評価等
- 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
 - ✓ 施設の建設の基本方針
 - ✓ 掲上事業の概要等
- その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項
 - ✓ 危機時において必要な水を確保する施策
 - ✓ 水供給の安全度を確保するための施策
 - ✓ 水循環政策との整合等

③ 次期水資源開発基本計画(案)のとりまとめ

- フルプラン地域の概要を整理
- 現行計画の達成状況を評価

- 答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」を踏まえて次期計画の内容を検討